

投資事業評価調書（継続）

| | | | | | |
|------|-----------------|---------------------|---|----|------------------|
| 部課室名 | 県土整備部 土木局河川課 | 記入責任者職氏名 (担当者氏名) | 河川課長 石川 浩 (主幹兼治水係長 窪田 彰) (都市河川係長 永井 隆夫) | 内線 | (4437) (4417) |
|------|-----------------|---------------------|---|----|------------------|

| 事業種目 | 河川事業 | 事業名 | 事業区間 | | 総事業費 | 約 1 3 2 億円 |
|---|---|---|--|-------------|-----------------|------------|
| | | 八家川水系八家川 高潮対策事業 統合河川整備事業（広域一般） | 姫路市木場～八家 姫路市八家～明田 | 内用地補償費 | 約 2 4 億円 | |
| 所在地 | | 事業採択 年度 | 着工年度 | 完成予定 年 度 | 進捗率 (内用補進捗率) | |
| 姫路市木場～明田 | | 高潮 S43 統合: H9 | S 4 3 未着工 | 未 定 未 定 | 8 % (0.5 %) | |
| 事業の目的 | | | 事業内容 | | | |
| <p>昭和 39 年 9 月の台風 20 号、昭和 40 年 9 月の台風 23 号と連年にわたって高潮による被害を受けるとともに、平成 2 年 9 月の台風 19 号により、甚大な浸水被害が発生した当該地域の浸水被害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保する。</p> | | | <p>高潮対策事業 計 画 流 量：160 h / s 実 施 内 容：L=910m、W=20 ~ 50m (防潮水門、排水機場、掘削、築堤、護岸等) 統合河川整備事業（広域一般） 計 画 流 量：85 h / s 実 施 内 容：L=1,700m、W=20m (調節池、掘削、築堤、護岸等)</p> | | | |
| 進捗状況 | <p>・高潮区間では、防潮水門建設予定箇所より下流（L=330m）の防潮堤は完成しているが、防潮水門・排水機場計画について、地区の分断、景観の悪化やポンプ稼働時の騒音・吐水によるヘドロの巻き起こし等を理由に地元の同意が得られていない。上記の問題に対しては、水門形式の代替案やポンプ運転時の対策案も提示し、何度も協議を重ね、理解を求めてきたが、地元からは『地区住民の意見調整は不可能で、当計画は受け入れられない。』との回答があり、地元の合意形成を図っていく術がない状況である。</p> <p>・上流部の統合河川区間については、改修による下流の負担増を理由に下流地域が犠牲になるとして同意が得られず、着工できていない。</p> | | | | | |
| 評価視点 | 評価結果の説明 | | | | | |
| (1)必要性 | <p>・高潮区間において、防潮水門・排水機場が未整備であり、高潮対策は不十分であること、また、上流部の現況流下能力も計画流量の 30 ~ 50 % 程度と非常に小さいことから、治水対策が必要である。</p> | | | | | |
| (2)有効性・効率性 | <p>・費用便益比 高 潮 対 策 事 業 B / C = 6.7 統合河川整備事業 B / C = 4.5</p> <p>・有効性</p> <p>・代替性</p> <p>・高潮区間は人家連担区域であり、防潮水門、排水機場の整備により、市街地の家屋や山陽電鉄、道路（国道 2 5 0 号）等の冠水被害を防止することができる。また、上流部の改修により家屋、田畑の冠水被害を軽減することができる。</p> <p>・高潮区間の全区間を防潮堤で整備すると、多数の民家の移転と橋梁（国道 250 号、山陽電鉄）の高上げが必要となるため、防潮水門・排水機場を整備し高潮対策を行うことが最も経済的である。</p> <p>上流部については、調節池の建設により、洪水流量を調節し、河道拡幅を抑え、用地買収を最小限にすることが、最も経済的である。</p> | | | | | |
| (3)環境適合性 | <p>高潮区間については、親水性を考慮して高水敷を整備している。また、上流区間については、河道内の自然環境を極力保存していく。</p> | | | | | |
| 再評価の結果 | 休止妥当 | <p>左 河道の一次改修は完了しているものの、治水対策上必要な河道拡幅や高潮区間の防潮水門・排水機場計画について、地元の同意が得られていないこと。また、上流部についても下流住民の同意が得られていないことから、地元調整に多くの時間を要すると考えられるため、一旦事業を休止することが妥当と認められた。地元姫路市も、『事業休止』については同意見であり、今後は河川法に基づき河川整備計画策定の中で地元住民と協議を重ね、上下流の住民間での合意形成を図っていく。</p> | | | | |